KAIZEN 啓源
www.kaizencpa.com
TRUST CAN ONLY BE EARNED

啓源会計士事務所株式会社
香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
電話： +852 2341 1444
メール： info@kaizencpa.com

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港有限会社の解散の条件と手続き

香港有限会社は以下の 2 種類の方法で会社の解散を申請することができます。

1. 香港会社の登録抹消の申請

事業を停止し、債務返済能力を有する有限会社は、正式に会社登記所に登録抹消を申請する必要があります。正式に解散を発表する前に、会社は会社登記所に年次報告書を提出しなければなりません。会社及び会社の責任者は年次報告書を提出しなかった場合、債務不履行の状態に陥り、罰金に処せられます。

登録抹消を申請する場合、申請者はその件について声明を発表する必要があります。申請者及び申請に関する者は、故意に虚偽又は誤解を招く情報を会社登記所の所長に提供する場合、犯罪と見なされ、罰金及び懲役に処せられます。会社の登録抹消のプロセスは複雑であり、会社の資産の分配を伴うため、関連する手続きについて専門家の助言が必要です。

1.1 会社登録抹消の申請条件

香港において設立された有限会社は登録抹消を申請するに以下の条件に該当する必要があります。

（1） 全てのメンバーが登録抹消に同意すること。
（2） 開業したことがない、又は申請直前の 3 ヶ月以内に事業を停止したこと。
（3） 事業を開始/再開しないこと。
（4） 全ての在庫、不動産、証券を売却したこと。
（5） 未払いの税金（利得税、物業税、印紙税、会社登記の手数料など）、及び上述の項目に関連する罰金や訴訟費用などの未払いの費用を有しないこと。
（6） 「税務条例」による未履行の義務を有しないこと（例えば、内国歳入局が発行した納税申告書を返送すること、納税申告書を受け取っていない場合に内国歳入庁長官に書面で通知することなど）。
（7） 内国歳入局からの問い合わせに既に回答したこと。
（8） 会社の税務に関して異議又は上訴を有しないこと。
（9） 全ての年次報告書を既に提出したこと。

1.2 会社登録抹消の申請者

（1） 当該会社
（2） 当該会社の取締役又はメンバー

1.3 会社登録抹消の申請手続き

（1） 取締役会を開催し、会社登録を抹消する決議を通過します。
（2） 税務局に「Notice of no objection」を申請します。当該通知の申請には約 4 週間がかかります。（会社が未完成の税務、未払いの税金又は政府手数料を有する場合、内国歳入庁長官は「Notice of no objection」を発行しないことに注意してください）
（3） 会社登記所に登録抹消を申請します。申請を提出した後、会社登記所は申請の審査について約 6 ヶ月かかります。

2. 清算

2.1 裁判所の強制清算

「会社条例」の第 177 条により、有限責任会社は香港特別行政区高等裁判所によって強制的に清算されることができます。一般的に、強制清算は債務支払能力が欠ける会社に適用されます。

会社は、10,000 香港ドル以上の債務を支払うことができない場合、又は会社が支払請求到達後 3 週間以内に債務を支払うことを怠った場合、又は債権者を満足させることができない場合、債務支払能力が欠けると見なされます。

2.2 任意清算

会社のメンバー（株主）による任意清算
会社は清算の際に債権者が債務支払能力が欠ける場合、会社のメンバーは当該会社の任意清算を申請することができます。

債権者による任意清算
会社の取締役が債務支払能力が欠けると見なされる場合、債権者は当該会社の任意清算を申請することができます。

参考資料：
1. 「香港株式会社　登記抹消の手続き及び費用」
https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/19.html
2. 「香港税務申告サービス」
https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/21.html

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール：info@kaizencpa.com,
固定電話：+852 2341 1444
携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614
ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140
Skype: kaizencpa
公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com